

水道行政

概要 水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

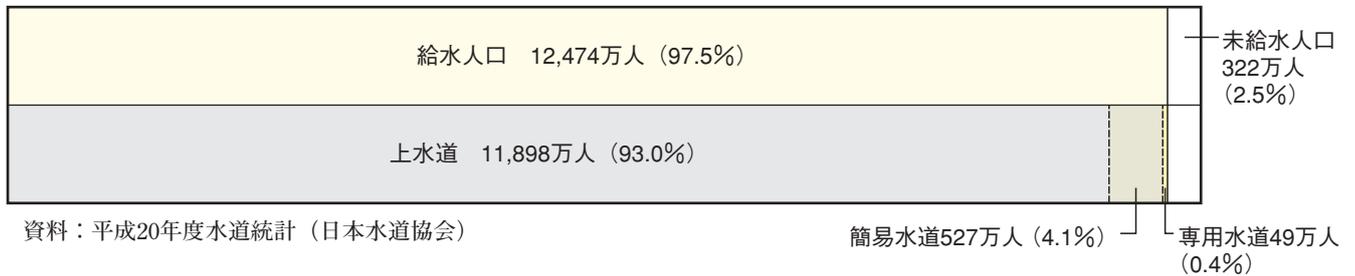
詳細データ① 水道の種類

水道事業	上水道事業 (1,519か所)	<ul style="list-style-type: none"> 一般の需要に応じて水を供給する事業 経営は原則として市町村 	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (7,152か所)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要 	給水人口101人以上5,000人以下
水道用水供給事業 (101か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要	
専用水道 (7,957か所)		給水人口が101人以上又は1日最大給水量が20m ³ を超える自家用水道等。設置に当たっては知事による設計の確認が必要（ただし、国の設置する専用水道は、厚生労働大臣へ届け出ること可能。）	
簡易専用水道		ビル、マンション等に設置された受水槽（有効容量10m ³ 超）を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

資料：平成20年度水道統計（日本水道協会）
（注）か所数は平成20年度末現在。

詳細データ② 給水人口内訳

(平成20年度末現在)



資料：平成20年度水道統計（日本水道協会）

簡易水道527万人（4.1%）
専用水道49万人（0.4%）

詳細データ③ 上水道における給水量の推移

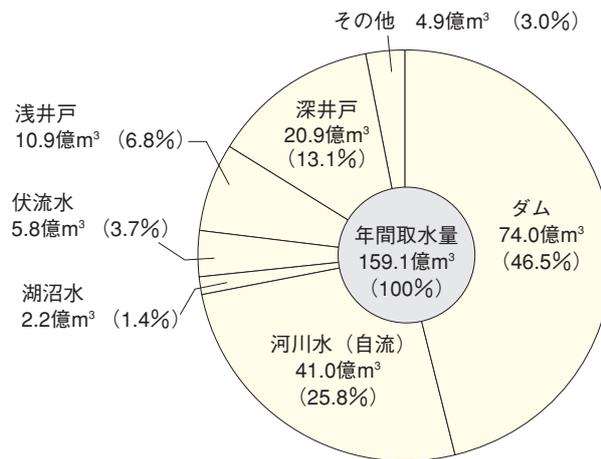
	1975年 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2008 (平成20)
総人口 (千人)	112,279	116,860	121,005	123,557	125,424	126,901	127,709	127,965
給水人口 (千人)	88,065	97,620	104,135	108,885	112,496	115,533	117,788	118,980
1日平均給水量 (千m ³)	32,871	35,623	39,498	43,348	44,423	44,350	42,932	41,657
1人1日平均給水量 (ℓ)	372	361	376	394	391	381	363	349
1日最大給水量 (千m ³)	42,211	45,500	50,193	54,149	54,635	53,103	50,054	48,358
1人1日最大給水量 (ℓ)	480	461	477	493	482	457	423	405

資料：平成20年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ④ 水道水源の種別割合

(上水道事業＋水道用水供給事業の合計)

(平成20年度)



資料：平成20年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑤ 水質基準項目及び基準値（施行日：平成23年4月1日）

番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。（今年度より0.03mg/Lから基準を強化）
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
26	総トリハロメタン（クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、ブロモジ クロロメタン及びブromoホルムの それぞれの濃度の総和）	0.1mg/L以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
28	ブromoジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
29	ブromoホルム	0.09mg/L以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
41	(4S,4aS,8aR)-オクタヒド ロ-4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名ジェオ スミン）	0.00001mg/L以下であること。
42	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ [2,2,1]ヘプタン-2-オール （別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下であること。
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下であること。
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

詳細データ⑥ 浄水処理方法の種別割合

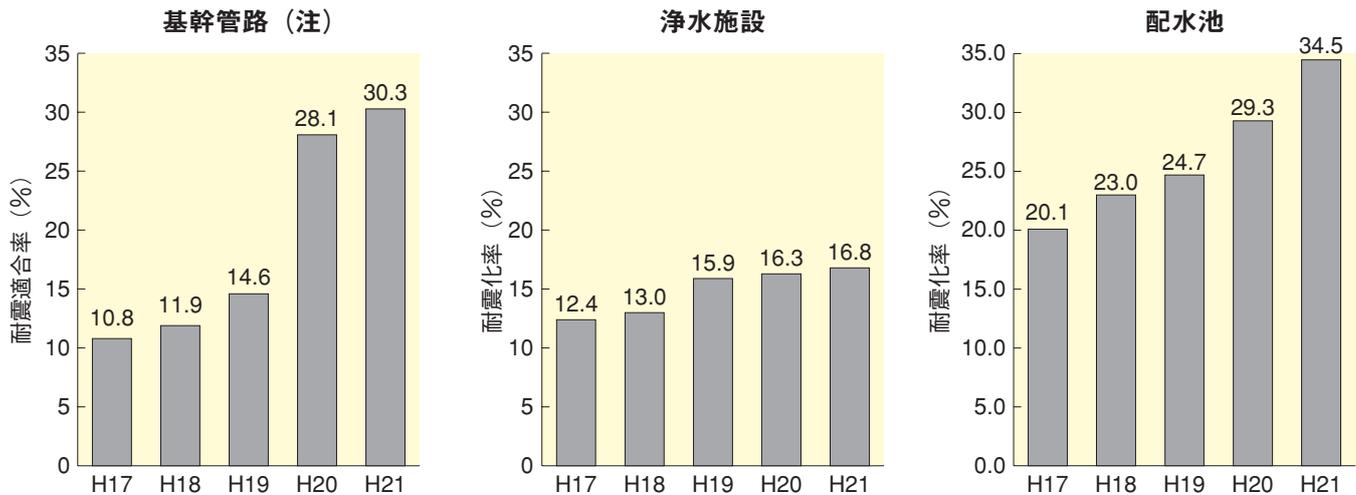
消毒のみ	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	高度浄水処理その他の処理（内数）
18.1%	3.6%	77.4%	0.9%	27.0%

高度浄水処理については、消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過施設に付随する施設であるため内数で表記。「高度浄水処理・その他の処理」とは、オゾン処理、活性炭処理、生物処理、エアレーション等の処理。

（平成20年度末現在）

資料：平成20年度水道統計（日本水道統計）

詳細データ⑦ 水道における耐震化の状況



（注）平成18年度までは耐震管の割合（耐震化率）で、平成19年度以降は耐震適合性のある管（耐震管十良い地盤にあり、耐震管以外で耐震性があると判断できる管）の割合（耐震適合率）